



第二は、固定資産についてであります。政府は、一昨年、固定資産の評価方法を改め、土地については売買実例価格といたしました。しかし、政府は、多くの経費と市町村吏員の多大の努力によって評価されたものを税額決定の基礎に採用し得なかつたのであります。すなわち、土地の売買価格は、政府の無策によって経済の実勢とは無関係に高騰して、いたからであります。政府は、国民及びわが党の強い反対にあり、次の評価改定の時期までの暫定措置として、農地については三十八年の額をこえない額、その他の土地については三十八年の額の一・二倍をこえない額としたのであります。私は、経済実勢とは無関係に不当に高い売買価格をもつて課税の基準とするところには根本として反対するものであります。評価方法を変えるならば、今日からその研究用意をなすべきであります。また、二年後にこの暫定措置はどうなるか、国民党は不安の念を持って迎えております。この不安にこたえる立場から、国民党にかかり、自治大臣の所見をお伺いいたしたいと思いま

なお、農業において、土地は最も基本的な生産手段であつて、他産業と同視するわけにはまいりません。しかも、農業における土地の生産性は、他産業に比して低いのであります。したがつて、多くの歐米諸国は、農地に対する課税について特別の措置を講じています。農林大臣は、このこと

度をとれない額とし、他の土地については二割増度をとめたのであるが、ここにいふ農地とは、田、畠だけのことであつて、採草地、放牧地等は含まれておらないのであります。このようなことは、選択的拡大方針のもとに採草地、放牧地の造成につとめている農政の基本方針とは矛盾するも

のではない。農林大臣はこれを知らなかつたのではありませんか。知つていてこれを認めたとするならば、まことに了解いたしかねるのであります。農林大臣の御意見をお伺いしたい。もし、土地台帳の地目の関係からとく御答弁であるならば、これは課税技術として容易に処理し得るところであります。

第三に、電気ガス税についてであります。我が党は、電気ガス税が大企業を中心とする特定の製造業種について減免されていることに強く反対し、その撤廃を主張し続けているのであります。しかも、これがあたかも既得権であるかのごとくに固定し、ここに安住するがときやります。これが絶対反対せざるを得ません。(拍手)政府は、その生産コストに占める電気ガス代の一定の割合をこえる業種について減免しているといふのであるが、コストとその構成は時とともに変わるのはずであります。法律に定むる業種の指定は一年間にとどめ、全部にわたって毎年更新し、議会の審議に付すべきものと信ずるが、自治大臣、通産大臣の所見をお伺いいたしたい。さらに、もし政府がこの減免の制度を持続するものであるならば、この所見をお伺いいたしたい。

最後に、今日、地方財政は、一般会計の悪化と地方に交付するのが当然であると信じますが、大臣の所見をお伺いいたしたい。この減免に伴う二百億、さきに述べた不必要な超過負担の八百億、合わせて一千億の財源を地方に与えるならば、当面の地方財政の危機は切り抜け得る大きな問題であります。

このような電気ガス税の膨大な減税が大企業に行なわれているのに對し、水道事業に使用されている電気については免稅がない。イギリスの社会保険について、よく「ゆりかごから墓場まで」といわれますが、日本においては、うぶ湯から墓場の水まで税金がかかつております。この理由を政府

にただしますと、電気ガス税の減免は、生産コストに行なわれるものであつて、水道は消費だからと思われるほどの減免を行ない、消費には一まつ定の製造業種について減免されていることに強く反対し、その撤廃を主張し続けているのであります。しかも、これがあたかも既得権であるかのごとくに固定し、ここに安住するがときやります。これが絶対反対せざるを得ません。(拍手)政府は、その生産コストに占める電気ガス代の一定の割合をこえる業種について減免しているといふのであるが、コストとその構成は時とともに変わるのはずであります。法律に定むる業種の指定は一年間にとどめ、全部にわたって毎年更新し、議会の審議に付すべきものと信ずるが、自治大臣、通産大臣の所見をお伺いいたしたい。さらに、もし政府がこの減免の制度を持続するものであるならば、この所見をお伺いいたしたい。

最後に、今日、地方財政は、一般会計の悪化とともに、公営企業は御承知のことく重大な問題をはらんでおり、国民健康保険会計赤字は全国市町村の最大の問題であります。政府は、真に、地方財政全般について思いをひそめて考慮すべきときであります。このときにつき、交付税率の引き上げの僅少であったことは、國は眞に地方のこと

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

國と地方との關係は、もともと対立するものではございませんで、これは一体となつて國政をなすもの、また行政水準を高めていく、こういうことに相協力すべきものでございます。したがいまして、行政事務の配分あるいはその財源の配分といふことは、これはもう直正でなければならぬこととお説のとおりであります。しかし

いということはお説のとおりであります。しかし、地方自治体に対する行政事務、これは多分に今までの社会的あるいは歴史的沿革によるものであります。必ずしも理論的だけではないようになります。したがいまして、今日のことと、社会、経済が発展してまいりますと、当然これは検討して、そして十分その行政の配分、あるいは財源の配分等について考慮すべきだと思います。行政制度調査会あるいは税制調査会、これら機関を通じまして、こういう点が十分検討され、政府もまたそれらを尊重して、地方と國との関係の協力関係を密にしたい、かように考えております。

第二に、私に対しまして、台所關係の物価、ことに減税、そういう点について、政府自身が積極的な考慮を払え、こうしたことであります。お説はしごくごもつともなことだと思います。私も同一の考え方を持つております。今日まで、あるいは地方税におきましても、あるいは中小企業所得層の負担軽減、あるいは事業主の減額の問題であります。このときにつき、交付税率の引き上げの僅少であったことは、國は眞に地方のこと

を考えておられるのかとの市町村当局に不満の声が充満いたしております。自治大臣は、この交付税をもつて——わずかばかりの増額の交付税をもつて、住民税減税補てんのための傾斜配分、地方格差是正のための傾斜配分、これによつて、行政水準の平均的向上の万全を期し得る確信があるのかどうか、私にははなはだ疑わしい。後進地域にあって、住民税減税補てんのための傾斜配分、地

その成果、それを見まして、さらに自治大臣におきましてもいろいろ検討してまいるつもりでござ

います。(拍手)

〔國務大臣吉武恵市君登壇〕

○國務大臣(吉武恵市君) お答えをいたします。  
住民税を軽減できないかというお話をございましたが、これは御承知のように、昨年から本文方式に改めまして、来年度におきましても百五十億の減税となつておるのでございます。

なお、電気ガス税につきましては、普通の住民に対しましては免稅点を引き上げまして、従来の三百円を、電気については四百円、ガスについて五百円に引き上げております。水道についての電気ガス税をやめたらどうかといふお話をございますが、御承知のように、水道は、市町村が經營をしておりますから、免稅をいたしましても取りましても、同じことになるからその必要がないかと思います。

なお、交付税の引き上げ〇・六%は低いじやないかということでございますが、これによりまして百四十五億というものが増加になるのでござります。来年度の国の予算から見ますれば、これはやむを得ないかと思うでございます。その点には十分なお、これにつきまして、農村の低開発地帯に対する傾斜配分をどうするかということとございますが、これは今後といえども、その点には十分考慮していくつもりでございますが、御承知のもう一つ、例の固定資産税について評価がえをする意味におきまして、時に評価がえはいたしましたけれども、御承知のように、農地につきましては、三年間据え置きになつております。宅地につきましては、三年間二割に押えるといふことになっておりまして、その後どうするかという問題は、税制調査会等の答申もござりまするで、急激なる変化を与えないように考慮するつもりでございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 第一の住民税につきましては、いま自治大臣がお答えをしたとおりでござりますが、ただ、現行制度の中で高額所得者に累進的課税をとつたらどうかということでございますが、御承知のとおり、税制調査会の答申にも、市町村民税につきましては、その性格にもかんがみ、現行の税率における累進度は緩和することが望ましい、こういう答申を得ておるのであります。

政府も、そのような考え方にしております。電気ガス税につきましてはお答えがございましたが、これは生産コストにはねかえる率が5%以上といふものに対して電気ガス税の減免を行なつておりますし、しかも、効果があがつたものに対してこれを随時はずしておる改廃をいたしておりますので、現在の電気ガス税を大幅に変更するという考へはございません。

自動車税の増徴の問題、なお石油ガス税の創設等につきましても御質問がございましたが、自動車税につきましては、物価にはね返らないよう、また中小企業等の状態も十分考えまして、大型バス等、直接中小企業と関係のないもののみに限つて値上げを行なうということにいたしております。

また、石油ガス税の問題につきましては、現行のタクシー料金が石油ガスがあまり普及していない当時、石油ガスよりも燃料コストの高い揮発油が自動車の燃料とされておつたのでござります。そういう状況を基礎として計算されておりますので、自動車用の石油ガス税を新設いたしましても直ちに自動車料金等にはね返るということは考えおりません。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 石炭、肥料等に対する電気ガス税の減免措置は、国民経済上重要な基礎資材にとられておるのでございまして、企業の規模は考慮されてないと思います。この措置によつて関連産業、一般消費者に利益を及ぼしておるのと、現在取りやめる必要はないと存じます。

自動車税の引き上げについての、中小企業に対する影響等の答弁は、ただいま大蔵大臣のいたし

たとおりでございます。(拍手)

〔國務大臣赤城宗徳君登壇〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 農地に対する固定資産税の問題につきましては、自治大臣が御答弁申し上げたとおりでございます。三十九年度の新評価をいたしました際に、二年間税額を据え置くことになります。なお、採草地や牧草地につきましては税額がのばらないように、二割増しを限度として税率をきめていく、こういうことにいたしておるもの御承知のとおりでございます。

今後、このあたり方につきましてどういうふうに考えるかということでおざいますが、農業經營の実態、農業經營の動向等に関連いたしまして自治大臣が答弁申し上げましたように、税負担が重くないようには慎重に検討していただきたい、こゝ思つています。(拍手)

〔國務大臣神田博君登壇〕

○國務大臣(神田博君) 大企業には電気ガス税を減免しているのに、水道施設には電気ガス税をかけているのは均衡を失するではないか、こういうようなお尋ねでございました。水道事業の性格から考えておましても、電気ガス税は特に低率にするか、あるいは非課税にすることは十分考慮すべきものと考えられます。ただいま自治大臣等からのお答えもありましたが、他の地方公営企業との関係もあるまいたいと 思います。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 所得税法案、法人税法案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、昭和四十年度の税制改正の一環として、国民負担の現状に顧み、中小所得者を中心とする所得税の負担の軽減及び企業課税の軽減を行なうとともに、納税者の理解を容易にする見地から、現行の所得税法及び法人税法の体系的な整備と平明化をはかるため、この両法について全面的な改正を行なうこととし、また、最近の経済情勢に応じ、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置を講ずるため、ここに所得税法案、法人税法案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法案の内容について、その大要を申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることがあります。すなわち、基礎控除を現在の十二万円から十三万円に、配偶者控除を現在の十一万円から十二万円に引き上げることとするほか、扶養控除につきましても、十三歳以上の者の控除額を現在の五万円から六万円に、十三歳未満の者の控除額を現

り吸収するよう、業界の協力を求めていきたいと思つております。なお、植上げ問題については、公共料金抑制の点もありますので、これらと見合いまして慎重に検討いたしたいと思っております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。たとおりでございます。(拍手)

二 法人税法案(内閣提出)、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び所得税法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 次に、内閣提出、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、及び所得税法案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣

田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 所得税法案、法人税法

在の四万円から五万円に、それぞれ引き上げることとしておるのであります。

また、最近における給与所得者の負担の現状に顧み、給与所得控除について、定額控除を現在の二万円から三万円に、控除率二〇%の適用範囲の限度を現在の四十万円から五十万円に、最高限度額を現在の十四万円から十五万円に、それぞれ引き上げることとしておるのであります。

さらに、最近における一般的給与所得者の専従者控除について、それぞれ三万円ずつ引き上げることといたしておるのであります。

以上申し述べました諸控除の引き上げにより、所得税が課税されない所得の限度は、夫婦三人の計五人家族の標準世帯を例にとりますと、給与所得者では現在の約四十八万円から約五十六万円に、事業所得者のうち、青色申告者につきましては現在の約四十三万円から約五十万円に、白色申告者につきましては現在の約三十七万円から約四十二万円に、それぞれ引き上げられることとなるのであります。

このほか、医療費控除について、現在十五万円から一百万円に引き上げることとし、また、少額貯蓄非課税制度につきましては、現在の五十万円から二百万円に引き上げることとし、また、少額貯蓄非課税制度につきましては、現在の約四十三万円から約五十万円に、白色申告者につきましては現在の約三十七万円から約四十二万円に、それぞれ引き上げられることとなるのであります。

第二は、納税者の理解を容易にする見地から、規定の体系的な整備と表現の平明化を中心とする税法の整備をはかるため、現行所得税法の全面的な改正を行なうこととしたのであります。

また、このほか、課税標準及び税額の計算並び

に申告、納付及び還付の手続に関しましても、所要の整備、合理化をはかることといたしておられます。

次に、法人税法案の内容について、その大要を申し上げます。

まず第一は、中小法人を中心とする法人税負担の軽減をはかることがあります。

すなわち、各事業年度の所得に対する留保分の法人税率を、普通法人にあっては、年三百萬円以下の所得金額について現在の三三%から三一%に、年三百萬円をこえる所得金額につきましては現在の三八%から三七%に、それぞれ

引下げるなどといたしますほか、同族会社の課税留保所得を計算する場合の控除額を、現在の所得金額の二〇%と百万円とのうち、いすれか大きい金額から、所得金額の二五%と百万円とのうち、いすれか大きい金額に引き上げることといたしておるのであります。

第二は、所得税法の場合と同様、納税者の理解を容易にする等の見地から、法人税法の全面的な改正を行なうこととしたことであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を申し上げます。

第一は、利子所得及び配当所得の源泉徴収税率の軽減措置につき、現在の五%の税率を一〇%に引き上げて、なお二年間存続することとする一方、資本市場の育成等に資するため、利子所得の分離課税の特例の適用期限を二年間延長することとなし、また、新たに、配当所得について次のような措置を講ずることにいたしておるのであります。

その一は、昭和四十年一月一日から二年間に支払われる株式配当金のうち、一銘柄につき年五万円以下のものは確定申告を要しないこととす

るよう配意しております。

また、このほか、課税標準及び税額の計算並び

除き、一五%の税率による源泉選択制度を創設することとあります。

第二は、鉱産物資源の開発の促進等に資するため、探鉱準備金制度及び探鉱費の特別控除制度を創設し、昭和四十年四月一日から三ヵ年間に限り、これを認めるにいたしておるのであります。

第三は、国際競争力の強化等に資するため、技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、新たに、法人の交際費の課税の特例について、その損金不算入割合を、現在の三〇%から五〇%に引き上げることといたしておるのであります。

第四は、中小企業の近代化等に資するため、中小企業近代化資金助成法に基づく一定の共同店舗について、初年度十分の一の特別償却制度を創設することといたしておるのであります。

第五は、最近における交際費の支出の状況に鑑み、法人の交際費の課税の特例について、その損金不算入割合を、現在の三〇%から五〇%に引き上げることといたしておるのであります。

第六は、農業協同組合等の留保所得の一部非課税措置の特例を、生産事業を行なわない森林組合及び同連合会についても適用することととしておるのであります。

第七は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第八は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第九は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十一は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十二は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十三は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十四は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十五は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十六は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算経費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十七は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十八は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第十九は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十一は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十二は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十三は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十四は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十五は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十六は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十七は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十八は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第二十九は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

ち、特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例、事業用資産の買いかえの場合の納期限の延長の特例、鉱業用坑道及び造林費の特別償却の特例並びに特殊の外貨借り入れ金等の利子の税率の軽減等について、なお二年間その適用期限を延長する等の措置を講ずることとしておるのであります。

以上、三法律案の趣旨について御説明申し上げます。た次第であります。(拍手)

第三は、国際競争力の強化等に資するため、技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、新たに、法人の交際費の課税の特例について、その損金不算入割合を、現在の三〇%から五〇%に引き上げることといたしておるのであります。

第四は、中小企業の近代化等に資するため、中小企業近代化資金助成法に基づく一定の共同店舗について、初年度十分の一の特別償却制度を創設することといたしておるのであります。

第五は、最近における交際費の支出の状況に鑑み、法人の交際費の課税の特例について、その損金不算入割合を、現在の三〇%から五〇%に引き上げることといたしておるのであります。

第六は、農業協同組合等の留保所得の一部非課税措置の特例を、生産事業を行なわない森林組合及び同連合会についても適用することととしておるのであります。

第七は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておるのであります。

第八は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第九は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十一は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十二は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十三は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十四は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十五は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十六は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十七は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

第十八は、山林所得に対する所得税の課税について、昭和四十年一月一日から三年間、再植林費特別控除を行なうこととするほか、山林所得の概算絏費率の算定方式の合理化をはかることとしておのであ

ります。

### ○只松祐治君登壇

只松祐治君 日本国社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました所得税、法人税並びに租税特別措置法、いわゆる税三法について佐藤総理及び関係大臣に質疑を行ないたいと存じます。

ただいまの趣旨説明に於いて佐藤総理の通告があります。これを許します。只松祐治君

〔只松祐治君登壇〕

法三税案(内閣提出)、租税特別措置法の一

部を改正する法律案(内閣提出)及び所得税

法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対し

て質疑の通告があります。これを許します。只松

祐治君

ただいま趣旨説明のありました所得税、法人税並

びに租税特別措置法、いわゆる税三法について佐藤総理及び関係大臣に質疑を行ないたいと存じま

す。

今日、日本国民が山積した内外の諸問題の中で最も憂え、危惧し、不安の念にかられているのは、総理、一体何ででしょうか。それは申すまでもなく生活の問題であります。すなわち、具体的には、とどまるごとに高騰を続ける物価の問題であり、いま一つは、重く、不公平な税金の問題であります。

ただいまの趣旨説明のありました所得税、法人税並

びに租税特別措置法、いわゆる税三法について佐藤総理が税務官僚出身であるので、池田政府は

そのような情勢にきわめて無関心であるかのよう

なことさえお述べになつております。また、私

は同感を禁じ得ませんでした。そして総理は、三

千億円の減税が必要であるとさえ公言されたのであります。ところが、その後、佐藤さんがせつからこうやつて組閣し、みずからの方で何でもやれる総理の立場に立たれながら、あとで私が述べますように、三千億減税どころか、かえって実質的な増税さえ行なわれようとしていることは、まさに遺憾なことです。国民は單に佐藤総理に対する不信だけでなく、政治に対する信頼さえもなくしてしまおうとしています。したがいまして、私は、まずこの点についてお伺いをいたしたいと存じます。

すなわち、総理は在野当時と同じ心境で、税金は今まで重いと思っておられますか、それとも、お変わりになつて、軽いものだとお思ふになるようになりましたか。あるいはまた、総理になつてみると、とても三千億減税などできるものではないとお考えになつたのか、端的にお答えをお願いいたしたいと存じます。

(拍手)なお、物価はどんどん上がり、信用インフレ政策が推し進められているこの経済情勢のもとに、何年かの間に三千億減税をいたしますなどといふ、國民を愚弄するような答弁なら、私は答弁を必要といたしません。ひとつ誠意あるお答えをお願いいたします。

さて、本年度税制改正の質問に入りたいと存じます。

まず、所得税関係についてお尋ねします。現在、多くの國民が最も望んでやまないものは、所得税の大幅軽減であることは、大蔵大臣もつとに御承知のこところであります。したがつて、口を開けば、所得税の軽減を行なう、また行なつたと宣伝にこれつとめられ、本年も八百二億円の減税を行なつたと強調されていますが、はたして減税が行なわれたのであります。確かに課税最低限は、サラリーマンの場合、夫婦子供三人の標準世帯は四十八万五千三百六十九円から五十四万四千二百五十九円に引き上げられました。しかし、これには大きなからくりのあることを指摘しないわけにはいきません。池田内閣以来、五年

間で約三〇%も高騰を続けてきた物価は、さら

に佐藤内閣に至り急上昇を続けており、本年は、正

月早々米価、交通費など大幅に引き上げられています。

それに伴つて名目賃金、収入も若干ふえて

まいっています。たとえば、昨年度において、月

五万円の月給取りは、賞与を四ヵ月分と計算し、

年間八十万円の名目収入を得ていたことになります。

苦しい春闘の結果、やつと名目賃金が一〇%

上がったとすれば、八十八万円になります。本年

度の所得税の改正により課税最低限が五万八千円

程度引き上げられたとしても、なおかつ二万円余

の課税対象賃金の増額となり、実質上の所得税は

ふえることになります。すなわち、名目賃金や名

目収入の増大は、政府の減税宣伝にかかわらず、

かえつて年々所得税が急増しているのが実態であ

ります。(拍手)三十九年度の所得税は、当初七千

七百二十二億円であったが、補正後は、何と八千

三百九十二億円と大幅に伸び、本年は当初予算に

おいてすでに九千八百九十一億円となり、補正後

は優に一兆円をこすと思われ、おそらくは法人税の

一兆三百五十億円をさらに上回るものと予想され

ます。これはわが国徴税上ゆるい問題であります。

また、納稅人員も年々増大し、昭和三十年度

の一九九十七万人を倍増し、二千万人にもなんな

んとしております。これらの数字は、何よりも明

らかに、政府の減税宣伝にもかかわらず、働く國

民、特に給与所得の労働者、事業所得の零細中小

企業者は、毎年実質的に税金が重くこそなれ、少

しも軽減されておらないことを示しております。

田中大蔵大臣の、物価高騰と名目賃金の上昇、こ

れらと、いわゆる減税といわれる税の調整との関

係について、きわめて常識的な解釈による、すな

わち、國民に納得のいく答弁を求めてやみませ

ん。

政府が真に所得減税をはかるうとするならば、

税調資料にも明らかのように、三十八年度におい

て、わが国で五人家族七十四万円、アメリカ百二十

万円、西ドイツ八十三万円、すなわち、本四十

年度に引き直せば、課税最低限を八十万円にすべ

きだと思いますが、大蔵大臣は、この課税最低限

を引き上げ、眞の減税を実行する意思があるの

かないのか、お伺いしておきたいと存じます。

(拍手)さらに、本年度五人家族五十四万円の課

税最低限を決定された科学的根拠をお示しいただ

きたいのでございます。

税調はまた、三百万円以下の所得者に対する税

率の緩和と税率の合理化を答申しております。こ

れは物価上昇に伴う名目賃金、収入の増大に対し

当然の要請であります。この当然過ぎる税率の改

正を行なつていいことは、所得減税を行なう意

思のないこと、欺瞞的な減税の実態を暴露したも

のであります。政府はなぜ今回税率改正を行なわ

なかつたのか、また、いつ行なおうとしておるの

か、明確な答弁をお願いいたします。

また、個人事業所得税がいかに重く、不合理な

ものであるか。毎年三万件からの、いわゆる、と

ちやん社長の名目的な法人が設立され、わが國

法人数が約七十二万件にも至つたことは、何より

このことを立証するものであります。政府は、事

業主給与、家族専従者の費用を大幅に認めるな

ど、現実の社会情勢に適応するよう個人事業

税の不合理を抜本的に是正すべきだと思うが、政

府の見解をお伺いいたします。

次に、法人税についてお尋ねをいたします。

昨年度一千五百円以上の会社の倒産は四千二百件

をこえ、三十六万枚に及ぶ不渡り手形が乱発さ

れ、株は暴落し、したがつて、信託は額面を大き

く割り、当然に証券、信託業界は混乱をもたらし

ました。これらの事実は、高度経済成長政策の失

敗を立証してなお余りあるものであります。かね

て企業減税を唱え執拗な活動を行なってきた経済

界は、まさに好機到来と、政府、税調に強力な働き

かけを行ない、ついに法人税の引き下げ、あとで述

べる租税特別措置法の延長、新設に成功しました。

確かに法人の性格、課税方法など、多くの論議が

あり、これらはまだ確定されたものになつてはい

ません。しかし、わが国の法人税率は、表面税率

でも世界各国に比して低く、さらに、三十六種、

第三に、租税特別措置法についてお伺いをいた

ります。

さらに、わが国は、この課税最低限

率は、きわめて低いものとなつています。しか

も、政府、財界は、口を開けば、わが国経済は異

常な発展を遂げ、世界先進資本主義国の中でも最

も成長率の高い国であると自負し宣伝しながら、

他方、課税については、現在でさえ低いこの税率

をさらに下げるとは、國民の全く理解に苦しむ

ところであります。

政府は、法人税率を下げるとは、企業の内部

留保を増大させ、自己資本を強めるというが、現

下の産業経済界の情勢では、一部、内部からも心

配されているよう、それはかえつて再び設備投

資意欲を増大させ、すでに過剰になつている設備

にさらに過剰投資を招き、かえつて経済界を混乱

させるおそれなしときさえしないのであります。か

かる際、なぜ大資本の税率引き下げをはかつたの

か、大臣の責任ある答弁をお聞きいたしたいと存

じます。

さらに、わが国のように、零細企業から世界的

な膨大な独占企業にまで及ぶ複雑な経済構造を

持つ、すなわち、二重経済構造をなす国では、徵

税技術上多少の繁雑さはあるとしても、収益の実勢に

応じた超過利潤税の導入を含めて、多段階式、少

なくとも英國のようないくつかの段階をもつての

税率を設けるべきだと思つたことは、何よりも明

らかです。

このことを立証するものであります。政府は、事

業主給与、家族専従者の費用を大幅に認めるな

ど、現実の社会情勢に適応するよう個人事業

税の不合理を抜本的に是正すべきだと思うが、政

府の見解をお伺いいたします。

次に、法人税についてお尋ねをいたします。

昨年度一千五百円以上の会社の倒産は四千二百件

をこえ、三十六万枚に及ぶ不渡り手形が乱発さ

れ、株は暴落し、したがつて、信託は額面を大き

く割り、当然に証券、信託業界は混乱をもたらし

ました。これらの事実は、高度経済成長政策の失

敗を立証してなお余りあるものであります。かね

て企業減税を唱え執拗な活動を行なつてきた

経済界は、まさに好機到来と、政府、税調に強力な働き

かけを行ない、ついに法人税の引き下げ、あとで述

べる租税特別措置法の延長、新設に成功しました。

確かに法人の性格、課税方法など、多くの論議が

あり、これらはまだ確定されたものになつてはい

ません。しかし、わが国の法人税率は、表面税率

でも世界各国に比して低く、さらに、三十六種、

第三に、租税特別措置法についてお伺いをいた

ります。

さらに、わが国は、この課税最低限

率は、きわめて低いものとなつています。しか

も、政府、財界は、口を開けば、わが国経済は異

常な発展を遂げ、世界先進資本主義国の中でも最

も成長率の高い国であると自負し宣伝しながら、

他方、課税については、現在でさえ低いこの税率

をさらに下げるとは、國民の全く理解に苦しむ

ところであります。

政府は、法人税率を下げるとは、企業の内部

留保を増大させ、自己資本を強めるというが、現

下の産業経済界の情勢では、一部、内部からも心

配されているよう、それはかえつて再び設備投

資意欲を増大させ、すでに過剰になつている設備

にさらに過剰投資を招き、かえつて経済界を混乱

させるおそれなしときさえしないのであります。か

かる際、なぜ大資本の税率引き下げをはかつたの

か、大臣の責任ある答弁をお聞きいたしたいと存

じます。

さらに、わが国のように、零細企業から世界的

な膨大な独占企業にまで及ぶ複雑な経済構造を

持つ、すなわち、二重経済構造をなす国では、徵

税技術上多少の繁雑さはあるとしても、収益の実勢に

応じた超過利潤税の導入を含めて、多段階式、少

なくとも英國のようないくつかの段階をもつての

税率を設けるべきだと思つたことは、何よりも明

らかです。

このことを立証するものであります。政府は、事

業主給与、家族専従者の費用を大幅に認めるな

ど、現実の社会情勢に適応するよう個人事業

税の不合理を抜本的に是正すべきだと思うが、政

府の見解をお伺いいたします。

次に、法人税についてお尋ねをいたします。

昨年度一千五百円以上の会社の倒産は四千二百件

をこえ、三十六万枚に及ぶ不渡り手形が乱発さ

れ、株は暴落し、したがつて、信託は額面を大き

く割り、当然に証券、信託業界は混乱をもたらし

ました。これらの事実は、高度経済成長政策の失

敗を立証してなお余りあるものであります。かね

て企業減税を唱え執拗な活動を行なつてきた

経済界は、まさに好機到来と、政府、税調に強力な働き

かけを行ない、ついに法人税の引き下げ、あとで述

べる租税特別措置法の延長、新設に成功しました。

確かに法人の性格、課税方法など、多くの論議が

あり、これらはまだ確定されたものになつてはい

ません。しかし、わが国の法人税率は、表面税率

でも世界各国に比して低く、さらに、三十六種、

第三に、租税特別措置法についてお伺いをいた

ります。





第四に、これは椎名外務大臣にお尋ねしたい問題であります。現在もなお蕭然として存在する朝鮮民主主義人民共和国に対する政府の方針についてであります。政府は、常に存在を認め、それを念頭に置いて日韓会談を進めるのだと述べてきましたのであります。一方で、南半部における韓国政府の合法性を確認しながら、他方で、北半部における朝鮮民主主義人民共和国に対しては何ら具体的措置、方針を示さないのは何がゆえでありますか。日韓会談は朝鮮の統一を助けるものであるべきであり、間違つても阻害するものであつてはならないはずであります。現在、朝鮮半島に存在する朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国とは、現実の政治圏としては二つであります。民族としては一つであり、その伝統、文化、言語、風俗、習慣、いすれの点から見ても、その民族的統一性を疑うことも、奪うこともできないものであります。(拍手)日韓会談が成立することによって、何か北朝鮮に対しても、その統一のために具体的措置を考えられているのでありますか。たとえばの話であります。現在、在日朝鮮人で、北朝鮮に親子兄弟がいる人が大ぜいいると思います。これらの人の中で、一度親や子に会つてきたいと願つてている人もたくさんいるだろうと思うであります。しかし、何ゆえか、日本政府は、帰国の願い書は受け付けるが、実際の往来は、非人道的に握りつぶしてきているのであります。これらの問題についてはどうのよな解決をする考えでありますか。あるいは、その他の点で何か統一のために考えているのでありますか。お考えがないとすれば、全く片手落ちであり、統一阻害の日韓会談と断定してはばからないと思うのであります。外務大臣いかがでござりますか。(拍手)

最後に、私は、この条約とも関係があると思われるアジアにおける米国の態度について、佐藤総理大臣がどうお考えになつてゐるかお尋ねしたいと思うのであります。

この条約は、昨年九月三十日、自由世界の親玉

である米國務省のパンディ國務次官補の「米国は日韓兩國の國交正常化に慎重かつきわめて深い関心を払つており、相談にも乗るし反応を示すことあるだろ？」との東京声明にもあるとおり、米国の要請や、あるいはエマソン駐日公使の活躍で急がれたものと思われる所以あります。しかも、このアメリカは、アジアにおいて一つの立場を堅持しているわけであります。中国封じ込め政策がこれであります。アメリカの言い分はこうであります。これはこの二月一日、琉球立法院における高等弁務官ワトソン中將のメッセージの中の自由世界の基地は必要といふ次のことがであります。「私たちは相変わらず危険で不安な世界に生活しているのであります。共産勢力は相変わらず世界の基地は必要といふ次のことがであります。革命をたくらみ、この計画を達成するためには、必要であれば武力の行使も辞さない」という態度をとつております。このことは特に東シナ海を隔てて、琉球からちょうど四百マイル離れたところにある中共政権の場合、間違いのない事実であります。中共政府は隣国を支配して、自國の政治制度を隣国に強制しようとしているのであります。中共は相変わらず好戦的で、アジアの自由を愛好するすべての住民にとっては絶えざる脅威であります。中共の態度とその明白な意図こそは、アジアにおいて現在自由が脅かされているおもなる理由であります。」云々。

私が最も遺憾に思うのは、椎名・李共同声明は、まさにワトソン・メッセージの日韓版といふべきものであります。共同声明によれば、日韓会談がアジアの平和を守るものだと、自由世界全体のためになるものだとかいつておりますが、何か中國を敵視する日韓軍事条約、あるいはいうところのN E A T O体制がこの次に位置してもおかしくないほど、はなはだその前文的にできておる点であります。

ワトソン中將のことは、椎名・李声明などの考え方がこのまま進んでいくと、自由世界を守るということばの催眠術で、私たち日本人は、アジアにおいてアメリカの言うこと、やることは何でもよ

ろしいということになるのではないか、たいへん心配するのであります。現に、世界で、北ベトナムに対するアメリカの攻撃を是とする独立国家はほとんどない国際情勢であるにもかかわらず、先日の国会で政府の答弁を聞いておりますと、北ベトナムに対するアメリカの攻撃を自衛権の行使として支持している日本政府の醜態さであります。

(拍手)自由世界を守るということばの鏡につながれて、私たち日本人の血に連なる同胞沖縄百万の人々は、祖国に、戦後二十年も復帰できないのであります。二千年の親交を持った、同文同種の七億の人民を持つ中華人民共和国とは、その国交が何ら具体化されないのであります。日本の不幸、これに過ぐるものはないと思うのであります。

自由世界を守るといふ発想の根源は、中国が脅威的であり、好戦的であるといふアメリカの一方的見解であります。佐藤総理、あなたは、アメリカの言うごとく、中国は世界革命をたくらみ、必要とあらば武力の行使も辞さない国であると思っておられますか。また、今日、ベトナムにおけるアメリカの軍事行動について、これを是とする国際世論はどうにも見受けられません。そうして、紛争解決のため、フランス、イギリス諸国などは、精力的に話し合いを進めているのであります。日本が、この際、アジアの平和回復のために携手傍観することは、断じて許されないと思うのであります。アジアの平和を守ることを平素強調しておられる総理は、具体的にいかなる措置をとっておられるのか、政治家として、日本の総理として、明快な答弁を期待して、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

考えております。

また、請求権、漁業等が今後の交渉になるわけであります。が、その場合におきましても、北の部分には、韓国はただいまの管轄権、施政権を反はしておらないところ、これがござりますので、十分この点を念頭に置いて、これから交渉すべきだと思ひます。今日、北の部分に事実上の政権のあることは否定し得ないところであります。しかし、これに對しまして、今日、私どもは何らの具体的措置をとらうとしておらないという状態でござります。ただいま申し上げます国連総会の決議、一九五〇年の第三、先ほど引用になりましたとおりでござります。

次に、李ライインについての問題であります。私は、この問題こそ、もうこの機会に、私どもがあらためて、かねての主張を繰り返す要のないものではないか、社会党の方においてもよくおわかれではないか、かように思つております。しかし、お尋ねがありますので明確にいたしておきますが、いわゆる李ライインは、国際法上から見まして不法不当なものである、これが我が國の主張であります。この問題の処理は、具体的な会談によりましておのずから解決されるものだと、かように私は信じております。

次に、今回の問題につきまして、米国の政策、これに左右されておるのではないか、米国の意図を受けてやつたのではないか、かようなことが言われておりますが、これはとんでもない話で、どうして社会党の方は、私どもが自主的にものととをきめることを賛成なさらないのか。(拍手)ことなどに、何かといえば米国を引き合いで出される。しかし、私は自主的な外交を進める、これをはつきり申し上げておきます。もちろん、米国自身が、日韓の正常化について希望しておる、早期正常化を希望しておることは、かねてから、しばしば申しておりますので、そのとおりだと思ひます。しかし、今回の交渉についてはアメリカが全然関係しておらない、このことをはつきり申し上げておきます。

「内閣總理大臣佐藤榮作君登壇」

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 韓国の管理権がまず第一にお尋ねでございましたが、これは、椎名外務大臣も申しておりますように、また、条約案第三条に規定をしておりますとおり、国連決議を引用することによって明らかだと、私、かようじ

早期正常化を希望しておることは、かねてから、しばしば申しておりますので、そのとおりだと思います。しかし、今回の交渉についてはアメリカが全然関係しておらない、このことをはつきり申し上げておきます。

考證

また、ワトソン弁務官のお話を引き合いに出されましたが、私はワトソン発言なるものの詳細を云々することは、この際差し控えたいと思います。

ただ、私はこの際に、皆さん方も守ろうとされたる日本の平和憲法、同時にまた、日米安全保障条約なるものが攻撃的なものでない。そしてまた、この安保条約の性格は、どこまでも防衛的なものだ、また、私自身が平和に徹する、かような声明をいたしておきます。際に、いかにもこの憲法を無視し、同時に、また、安保条約の性格をも変えていくよろな、また、平和に徹すること自身を裏切るよな、そういうよな疑惑を持たれといふことは、まことに私は、残念に思う次第であります。(拍手)

ただいま、この質問に関連して、中共をいかに見るかといふお話をございます。私は、中共自身の性格は中共自身がきめることだと思います。私は、たびたび申しますように、平和に徹する、こういう立場に立っております。どこまでも、すべてのものと仲よくしていく、この考えに変わりはございません。

また、ベトナムの問題につきましていろいろ御心配をしていらっしゃるようですが、ベトナムの問題がいつまでも今日のような状況であることには、私もまことに遺憾に思います。しかし、これは沿革的に見まして、ジュネーヴ会議の關係諸国がまずこの問題を取り上げるべきだ、これが本来求められれば、もちろん進んでできる限りの協力を惜しむのではございません。はつきり申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣権名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(権名悦三郎君) 基本条約案にイニシアルをいたしましたのは、これは申し上げるまでもなく、事務的な手続にすぎないのであります。これが終局的に、法律的に政府を拘束するものではありませんが、私は守らうとされたる日本の平和憲法、同時にまた、日米安全保障条約がもはや無効であるという表現があまいである、何が無効であるか、その実態を明らかにせよという御質疑が無効となつた時点は、同条約の内容と矛盾する事態が生じたとき、すなわち、大韓民国の独立が行なわれたという、その時点であります。

それから、併合条約締結以前に締結されました条約等につきましては、あるいはこれらの条約の定めるところに従つて終了し、あるいは併合条約の締結によつて失効したと、かように解釈しております。

それから、大韓民国のほかに、北方に一つの政權が存在するということはもちろん承知しております。これはすでに総理がお答え申し上げましたとおりであります。これとおりであります。これらは、国連決議の中に勧告が掲げられておりますが、この国連決議の勧告の趣旨を尊重して、われわれは、北方政権に対しても何もいたさないという立場をとつておりますことはすでに総理から申し上げたとおりであります。これは、国連決議を尊重する意味におきまして当然の態度であります。あえて片手落ちと批判されることは当たらないと存じます。(拍手)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

第一審における訴訟の適正迅速な処理を図るために、簡易裁判所の裁判官の員数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事大竹太郎君。

〔大竹太郎君登壇〕

○大竹太郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における第一審の実情にかんがみ、その充実強化の方策の一環として、簡易裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、簡易裁判所判事を十六人増員しようとするものであります。

本案は、一月二十三日當委員会に付託され、自來慎重な審議を重ね、二月十八日質疑を終了し、二十三日、討論なく、採決に付しました結果、本案は全会一致をもつて政府原案どおり可決すべき

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年六月十一日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄二

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

地方行政連絡会議法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年六月十一日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄二

(目的)  
地方行政連絡会議

第一条 地方行政連絡会議は、地方公共団体が、  
國の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その  
相互間の連絡協同を図ることにより、地方にお  
ける広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑  
な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営  
の確保に資することを目的とする。

## (組織)

第二条 地方行政連絡会議（以下「連絡会議」とい  
う。）は、別表で定めるところにより、都道府県  
及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）  
第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下  
「指定都市」という。）をもつて組織する。

## (任務)

第三条 連絡会議は、第一条の目的を達成するた  
め、地方における広域にわたる行政の計画及び  
実施について必要な連絡及び協議を行なう。  
(会議)

第四条 前条の連絡及び協議を行なうための会議  
(以下「会議」という。)は、連絡会議を組織する  
都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から  
第十一号までに規定する國の地方行政機関で當  
該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又  
は一部を管轄区域とするものの長及び第十一号  
に掲げる者をもつて構成する。

二 管区監察局（警視庁及び北海道警察本部を  
含む。）

## 三 財務局

## 四 地方農政局

## 五 营林局

## 六 通商産業局

## 七 陸運局

## 八 海運局

## 九 港湾建設局

## 十 地方建設局（北海道開発局を含む。）

## 十一 その他政令で定める國の地方行政機関

## 十二 関係のある公共企業体その他これに類す

る団体（以下「公共企業体等」という。）の機関

の長又は関係のある地方公共団体の機関の連  
合組織の代表者で連絡会議において委嘱する  
もの

3 2 会議は、議長及び副議長を置く。

3 2 会議は、会議において定める都道府県知事を  
もつて充て、副議長は、議長が会議にはかつて  
指名する者をもつて充てるものとする。

4 4 議長は、会議を主宰し、連絡会議を代表す  
る。

5 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある  
ときは、その職務を代理する。

5 5 第五条 会議において協議がととのつた事項につ  
いては、会議の構成員は、その協議の結果を尊  
重してそれぞれその担任する事務を処理するよ  
うに努めるものとする。

5 5 第六条 連絡会議は、必要があるときは、会議に  
おける協議事項に關係のある國の行政機関、公  
共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提  
出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め  
ることができる。

5 5 第七条 連絡会議は、会議における協議事項に關係の  
ある國の行政機関、公共企業体等又は地方公共  
団体に対し、その求めに応じて、会議において  
協議した事項に関する資料を提供しなければな  
らない。

## (意見の申出等)

第七条 連絡会議は、必要があるときは、会議に  
おける協議事項に關係のある大臣又は公共企業  
体等の長に対し意見を申し出ることができる。

2 2 会議における協議事項に關係のある大臣は、  
必要があるときは、当該關係のある所管事務に  
ついて連絡会議の意見をきくことができる。

2 2 第八条 連絡会議の運営に要する経費は、連絡会  
議を組織する都道府県及び指定都市の負担とす  
る。

## (報告)

第九条 連絡会議は、会議を開催したつど、会議  
の結果を自治大臣及び会議における協議事項に  
關する大臣に報告するものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

第十条 この法律に定めるもののほか、連絡会議  
の庶務その他連絡会議の運営に關し必要な事項  
は、連絡会議が定める。

## 附 則

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、  
各地域ごとに都道府県と指定都市とをもつて連絡  
会議を組織し、連絡協議のための会議は、都道府  
県の知事及び指定都市の市長のほか、國の地方行  
政機関の長その他の關係機関の長で構成するもの  
とする。

第二に、会議の構成員は、協議のととのつた事  
項を尊重し、それぞれ担任事務を処理するようつ  
とめるものとする。

第三に、連絡会議は、關係行政機関等に対し協  
力を求めるとともに、資料を提供し、意見の申  
出をすることができ、關係大臣は、連絡会議の意  
見を聞くことができるものとする。

別表

北海道地方行政連絡会議	北海道
-------------	-----

東北地方行政連絡会議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
関東地方行政連絡会議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横浜市
東海地方行政連絡会議	岐阜県、静岡県、愛知県並びに三重県並びに名古屋市
北陸地方行政連絡会議	富山県、石川県及び福井県
近畿地方行政連絡会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都、大阪市及び神戸市
四国地方行政連絡会議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地方行政連絡会議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市
備考	都道府県は、特に必要があると認めるときは、關係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。

○ 議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地  
方行政委員長中馬辰猪君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○ 議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地  
方行政委員長中馬辰猪君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、  
各地域ごとに都道府県と指定都市とをもつて連絡  
会議を組織し、連絡協議のための会議は、都道府  
県の知事及び指定都市の市長のほか、國の地方行  
政機関の長その他の關係機関の長で構成するもの  
とする。

第二に、会議の構成員は、協議のととのつた事  
項を尊重し、それぞれ担任事務を処理するようつ  
とめるものとする。

第三に、連絡会議は、關係行政機関等に対し協  
力を求めるとともに、資料を提供し、意見の申  
出をすることができ、關係大臣は、連絡会議の意  
見を聞くことができるものとする。

第一に、連絡会議は、關係行政機関等に対し協  
力を求めるとともに、資料を提供し、意見の申  
出をすることができ、關係大臣は、連絡会議の意  
見を聞くことができるものとする。

第四に、連絡会議の経費の負担、会議の結果の報告、その他会議の運営などに必要な規定を定めることとすることがあります。

本案は、第四十六回国会に提出され、以降、細  
統審査を行なつてまいりましたが、一月二十九日  
あらためて政府より提案理由の説明を聴取し、熱  
心に質疑を続けてまいりました。

二月十九日質疑を終了し、二十二日、詮論を行ないましたところ、日本社会党を代表して秋山委員、また、民主社会党を代表して門司委員より、それぞれ本案に対し、反対の意見が述べられました。採決の結果、本案は原案のとおり賛成多数をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（指手）

○議長(船田中君) 採決いたします。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたし  
ます。

午後二時四十三分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

等君

沈二郎君

角榮君

博君

宗德君

卷之三

卷之三

卷之三

第十一号

出席政府委員　自治大臣 吉武 恵市君　内閣法制局長官 高辻 正巳君　内閣省税務局長 細郷 道一君

○朗読を省略した議長の報告  
(議決通知)  
一、去る二十三日、本院は人事官に島田異君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
(報告書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十九年度第二・四半期における予算使用の状況  
(政府委員任命)

一、昨二十五日、佐藤内閣總理大臣から船田議長宛、一月二十八日付議長において承認した中村正夫外五名(宮沢鉄藏、今村昇、辻英雄、住榮作および山本壯一郎を除く)を、また四日付議長において承認した吉國二郎外一名(伊部英男および降矢敬義を除く)をそれぞれ昨二十五日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受け領した。

(政府委員退任)  
(議席変更)  
一、去る二十四日、衆議院規則第十四条但書によ

七六六六六六六六六六五五五五四四四四三二一〇九八七六六五四五三二一〇九三四三三三三二二二二二二二一〇九

三木 喜夫君  
山内 大原 広君  
佐野 憲治君  
板川 正吾君  
東海林 稔君  
實川 清之君  
重盛 寿治君  
稻村 隆一君  
神近 義尚君  
井谷 正吉君  
澁井 市子君  
小松 幹君  
辻原 弘市君  
多賀谷真穂君  
樋 兼次郎君  
原 茂君  
武藤 山治君  
村山 喜一君  
榎崎弥之助君  
大柴 滋夫君  
吉村 吉雄君  
肥田 次郎君  
西宮 弘君  
田口 誠治君  
伊藤よし子君  
金丸 德重君  
八木 昇君  
湯山 勇君  
阪上安太郎君  
野口 忠夫君

河野	田中	武夫君	正君
高田	富之君		
加藤	清二君		
中澤	茂一君		
加賀田	進君		
小林	進君		
山口丈太郎君			
川村	繼義君		
久保田	豊君		
松平	忠久君		
平岡忠次郎君			
八木	一男君		
石野	久男君		
片島	港君		
井手	以誠君		
芳賀	貢君		
山崎	長司君		
穗積	七郎君		
坂本	泰良君		
山崎	始勇君		
田原	春次君		
松原喜之次君			
横路	節雄君		
帆足	計君		
足鹿	覺君		
島上善五郎君			
井伊	誠一君		
松本	七郎君		
松井	誠君		
島口重次郎君			

（理事補欠選任）  
一、去る二十四日、外  
り理事を補欠選任

理事 毛利 松平君（理事古川丈吉君去る一  
日委員擔任につきその補欠）  
(常任委員辞任)  
一、去る二十三日、議長において、次の常任委員  
の辞任を許可した。

賀屋	早川	西岡	砂田	重民君	砂田	重民君	西岡	玉置	一德君	羽田武嗣郎君
興宣君	崇君	武夫君	重民君	武夫君	重民君	武夫君	崇君	德君	榮一君	前尾繁三郎君
片島	港君	賀屋	義高君	賀屋	義高君	早川	崇君	渡辺	榮一君	西村榮一君
砂田	重民君	興宣君	崇君	武夫君	重民君	早川	崇君	渡辺	榮一君	地崎宇三郎君
西岡	重民君	武夫君	崇君	武夫君	重民君	早川	崇君	渡辺	榮一君	羽田武嗣郎君
早川	崇君	興宣君	崇君	武夫君	重民君	早川	崇君	渡辺	榮一君	前尾繁三郎君
谷口善太郎君	義高君	賀屋	野原	渡辺	榮一君	田中織之進君	覺君	渡辺	榮一君	羽田武嗣郎君
通信委員	流井	賀屋	野原	渡辺	榮一君	田中織之進君	覺君	渡辺	榮一君	前尾繁三郎君
大藏委員	社会労働委員会	賀屋	野原	渡辺	榮一君	田中織之進君	覺君	渡辺	榮一君	羽田武嗣郎君

建設委員	玉置	一徳君	西村	榮一君
予算委員	石田	宥全君	高田	富之君
	中井徳次郎君	野原	鶴若君	
	河野	長司君	肥田	次郎君
	正君	高田	西ヶ久保重光君	
	山口丈太郎君	田口	誠治君	
	堀	昌雄君	安井	義高君
	加藤	進君	吉典君	
決算委員	栗原	俊夫君	森本	靖君
	山田	長司君	石田	宥全君
	高田	富之君	中井徳次郎君	
	大蔵委員	横山	岡田	春夫君
	社会労働委員	利秋君	横路	節雄君
商工委員	華山	規義君	石田	宥全君
運輸委員	長谷川	保君	中井徳次郎君	
通信委員	勝澤	芳雄君	實川	清之君
大蔵委員	大高	康君	柳田	秀一君
通信委員	勝澤	芳雄君	原	茂君
建設委員	中井徳次郎君	河野	正君	
予算委員	石田	宥全君	岡田	春夫君
	高田	富之君	中井徳次郎君	
	中澤	茂一君	永井勝次郎君	
	野原	覺君	竹本	孫一君
	片島	昌雄君	芳賀	喜一君
	堀	港君	村山	貢君
	八木	昇君	横路	節雄君

玉置一徳君	河野正君	小林祐治君	吉典君	五島虎雄
安井	田原春次君	進君		山口丈太郎君
只松	華山親義君			森本端平
吉田	三木喜夫君			帆足計尹
賢一君	吉田			田口誠治君
	決算委員			檜崎弥之助君
神近	市子君	栗原俊夫君		
堂森	芳天君	森本靖君		
山田	長司君	吉田賢一君		
高田	富之君	中澤茂一君		
永井勝次郎君	原茂君	野原覺君		
西村閔一君	藤田高敏君	竹本一尹君		
大蔵委員	石橋政嗣君	岡田春夫君		
文教委員	中井徳次郎君	横山利秋君		
外務委員	橋本龍太郎君	山花秀雄君		
予算委員	中村梅吉君	松山千恵子君		
岡田	水田三喜男君	水田三喜男君		
高田	春夫君	片島港君		
中澤	富之君	中井徳次郎君		
永末	茂一君	西村閔二君		
泊谷	英一君	只松祐治君		
藤田	裕夫君	山花秀雄君		
岡本	高敏君	堀昌雄君		
隆二君		始男君		



## 大蔵委員会 付託

## (質問書提出)

一、去る二十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名提出、参法第三号)(予)

学校教育法等の一部を改正する法律案(千葉千代世君外四名提出、参法第四号)(予)

以上二件 文教委員会 付託

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

一、昨二十五日、参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(麻生良方君外一名提出)

一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(武藤山治君外六名提出)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)

## 〔別紙〕

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

裁判所関係の定員と欠員等充員の実状は、裁判所の適正なる審理及び迅速化の上に於て不十分と認められる。その主たる原因は、裁判所予算の不足にあるものと思考する。

よつて政府は、裁判官その他の裁判所職員の増員と充員、その待遇の改善並びにこれに伴う諸施設の整備をはかるために、将来必要な予算的措置について格段の努力と工夫をすることを強く要望する。

右決議する。

内閣提出第一六一號、参議院送付)に関する報告書

本件は、簡易裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化を図るために、簡易裁判所判事を十六人増加しようとするものである。

二 議案の可決理由

本件は、最近における第一審の実情にかんがみ、その充実強化を図るために方策の一環として、簡易裁判所判事の員数を増加しようとするものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり、自由民主党、日本社会党、両党共同提案による附帯決議を附することに決した。

三 本件施行に要する経費

昭和四十年度裁判所関係予算に一千四百三十万四千円を計上している。

右報告する。

連絡会議は、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なうものとすること。

3 連絡協議を行なうための会議

(1) 連絡協議を行なうための会議は、次の者で構成するものとする。

イ 連絡会議を組織する都道府県の知事及び指定都市の市長

ロ 連絡ある国の地方行政機関の長

ハ 公共企業体の機関の長又は地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの。

一 議案の要旨及び目的

本件は、地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一號、参議院送付)に関する報告書

本件は、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営を確保しようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

会議の構成員は、協議のととのつたものについては、これを尊重して、それぞれの担任する事務を処理するよう努めるものとすること。

昭和四十一年二月二十三日

法務委員長 加藤 精三

衆議院議長 船田 中殿

(2) 連絡会議は、会議のつど、その結果を自治大臣及び関係ある大臣に報告するものとすること。

(3) 連絡会議の庶務その他運営に関し必要な事項は、連絡会議が定めるものとすること。

#### 二 議案の可決理由

本案は、地方自治の広域的運営の確保をはかるため妥当なものと認め、賛成多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十年二月二十三日

地方行政委員長 中馬 辰猪  
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十年二月二十六日 衆議院会議録第十一号

明治十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円  
 (ただし良質紙は三十円)  
 (配送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地  
 大藏省印刷局  
 電話 東京 五八一四四二一(大)